

第5号議案 規約改正案

規約改正案

旧	新
<p>第15条 学会事務を処理するため、下記に事務所を置く。</p> <p>〒101-0054 東京都千代田区神田錦町2-1</p> <p>附則 この規約は、昭和61年5月23日から施行する。 (1990年7月6日一部改正・同月7日施行) (2010年8月20日一部改正・即日施行) (2014年8月22日一部改正・同月25日施行)</p> <p>附則 (施行期日) 第1条 この規約は、総会で議決された日[2015年8月22日] から施行する。</p> <p>第2条から第5条</p>	<p>第15条 学会事務を処理するため、下記に事務所を置く。</p> <p><u>〒101-0048</u> <u>東京都千代田区神田司町2-19 司3331 202号室</u></p> <p>附則 この規約は、昭和61年5月23日から施行する。 (1990年7月6日一部改正・同月7日施行) (2010年8月20日一部改正・即日施行) (2014年8月22日一部改正・同月25日施行) <u>(2015年8月22日一部改正・即日施行)</u> <u>(2019年8月24日一部改正・即日施行)</u></p> <p>附則 (施行期日) 第1条 この規約は、総会で議決された日[<u>2019年8月24日</u>] から施行する。</p> <p>(削除する)</p>